

国立大学法人鹿屋体育大学の会計監査人候補者について
(令和4年度～令和6年度)

令和4年2月4日

国立大学法人は、国立大学法人法により会計監査人の監査を受けることとされています。

会計監査人の選任は文部科学大臣が行いますが、各国立大学法人は会計監査人の候補者を選定し、文部科学大臣に提出することとされており、本学におきましても会計監査人の候補者を選定する必要があります。

つきましては、本学の令和4年度から令和6年度の会計監査人になることを希望される監査法人又は公認会計士（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第41条に定める資格を有する者に限る。）の方から企画書を公募いたします。

希望される方は、下記の要領により企画書を作成のうえ、令和4年2月28日(月) 17時までに提出願います。

記

【選定要領】

別紙様式に基づき提出された企画書により書類審査を行い、総合的に評価し選定します。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合もあります。

【企画書の記載要領等】

1. 企画書の記載事項等

- (1) 監査法人の概要は令和4年1月1日現在とし、記載事項については別紙に示すとおりとします。
- (2) 本学における監査業務の提案が、年度ごとに内容が異なる場合は、年度ごとに記載願います。
- (3) 企画書の体裁についてはA4判とし、文字方向は横書き、綴じ方法は長辺左とじとします。
- (4) 企画書の総ページ数については、30ページ以内とし、7部作成願います。

2. 添付書類等（各7部作成願います）

- (1) 法人の概要を記した書面及び定款
- (2) 公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に則した品質管理を行っていることを証明する書面及び直近の公認会計士レビュー結果の概要
- (3) 監査費用見積書（総執務日数、見積額の算定根拠、監査日程等に大幅な変更を生じた際の費用の変更方法等についてもあわせて記載すること。また見積書は年度毎に記載し提出願います。）
- (4) 準用通則法第41条第3項において準用する公認会計士法第34条の11及び第34条の11の2に該当しないことの証明
- (5) その他選定の際に参考となる資料（貴社等の概要を記載したパンフレット、広報誌等）

3. 企画書の提出先及び問合せ先

〒891-2393

鹿児島県鹿屋市白水町1番地

国立大学法人鹿屋体育大学経営戦略課（担当：楠原）

電話 0994-46-4814

FAX 0994-46-4371

e-mail keiei-h@nifs-k.ac.jp

4. その他

- (1) 今回の選定は、令和4年度から令和6年度までの複数年(3年間)に係る候補者選定となりますが、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度となります。また、会計監査人の任期は、準用通則法第42条に定める期間となります。

2年目以降は、年度毎に監査企画書の内容を評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとします。

なお、選定された者が公認会計士法に基づく行政処分を受けた場合など、特段の事由が発生したことにより適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合においては、候補者の選定を見直します。

- (2) 本件の問合せ先、ご担当者の氏名を記載してください。
- (3) 記載事項は令和4年1月1日現在で記載してください。(1月1日現在でない場合は具体的な年月日を明記願います。)
- (4) 本学の規模・組織及び財務状況等の必要な情報については、本学ホームページをご参照下さい。

○本学ホームページ

<https://www.nifs-k.ac.jp/>

○財務諸表、事業報告書、決算報告書等の情報

<https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/exch.html>